

山形県男女共同参画センター条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第8条 指定管理者は、次に掲げる基準に従い、センターの管理を行うものとする。</p> <p>(1) センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとすること。ただし、<u>午後7時以降</u>の利用者がいない場合は、午前9時から<u>午後7時</u>までとすることができる。</p> <p>(2) 次に掲げる日以外の日は、休館日としないこと。</p> <p>イ <u>月曜日</u>（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する文化の日である場合を除く。）<u>及び毎月の第3日曜日</u></p> <p>ロ 一略一</p> <p>(3) 一略一</p> <p>2～4 一略一</p>	<p>(指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第8条 指定管理者は、次に掲げる基準に従い、センターの管理を行うものとする。</p> <p>(1) センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとすること。ただし、<u>午後8時以降</u>の利用者がいない場合は、午前9時から<u>午後8時</u>までとすることができる。</p> <p>(2) 次に掲げる日以外の日は、休館日としないこと。</p> <p>イ <u>毎月の第1月曜日</u>（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する文化の日である場合を除く。）<u>、第3月曜日及び第5月曜日並びに第3日曜日</u></p> <p>ロ 一略一</p> <p>(3) 一略一</p> <p>2～4 一略一</p>